

令和2年6月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和2年6月19日(金) 午前8時55分～9時45分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	9番	岡野	孝文
11番	中村	康男(会長)	12番	藤本	俊彦
13番	宮本	賢一	14番	猪熊	幸雄
15番	國重	幸代	16番	穴吹	秀雄
17番	梶野	和幸	18番	大西	和男

欠席委員

8番	井上	賀博	10番	村井	孝彦
----	----	----	-----	----	----

傍聴推進委員

6番	中西	格	14番	濱崎	郷廣
----	----	---	-----	----	----

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	5件	田 畑	2,943 888	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	730	m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	5件	田 畑	1,023 779	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	件	田 畑		m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	8件	田 畑	5,975 1,816	m ² m ²
第7号議案		件	田 畑		m ² m ²
第8号議案	新農業委員の選任について				
報告第1号	合意解約	1件	田 畑	1,003	m ² m ²
合 計		20件	田 畑	11,674 3,483	m ² m ²

令和2年6月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻前ではございますが、皆様お揃いになりましたので、只今より6月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から追加議案の第8号議案まで 合計20件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中16名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、井上委員さん、村井委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。本日は、農業委員の皆様はお忙しいところ定例会にご出席いただきありがとうございます。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 16番 穴吹委員さんと17番 梶野委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、13番 宮本委員さん、14番 猪熊委員さん、15番 國重委員さんと私で、6月18日（木）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件についてご説明いたします。

1番から3番は一体で利用するため合わせてご説明いたします。

1番、・・・、面積 214 m²。【議案読み上げ】

2番、・・・、面積 241 m²。【議案読み上げ】

3番、・・・、面積 433 m²。【議案読み上げ】

1番から3番までの合計面積は888 m²です。

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

4番、・・・、面積 752 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

5番、・・・、面積 2,191 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件5件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」5件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

三木委員 それぞれの案件について、栽培品目、販売目的か自家消費かを教えてください。

事務局書記 販売目的か自家消費かは申請の際に確認をしておりますが、作付予定作物については、1から2番は果樹、みかん、4番は水稻、5番も水稻となっております。

三木委員 販売目的か自家消費かがわからないというのは、営農計画書がついてないからですね。なぜ営農計画書を求めないのですか。他市町は求めているのに、坂出だけ不要ですね。また検討してください。

梶野委員 それぞれの案件で、規模拡大となっておりますが、後継者はいるのですか。

事務局書記 1番の譲受人はお一人世帯なので、お一人で農業をされるとのことです。

梶野委員 次の世代の問題になりますね。

山下委員 私も頼まれて農地をやむを得ず買う場合があります。そのあたりの制限は必要ないと思います。後継者がいないからといって農業委員会が阻止することはできないと思います。

梶野委員 そこまでは言っていません。どういう状況かを知りたかっただけです。

事務局書記 5番の譲受人は奥さんとお二人でされます。4番の譲受人は息子さんとされます。

事務局長 3条申請につきまして、頼まれて買われる場合もあるようです。
1番から3番につきましては、雌山の中腹のみかん畑で、申請規模は経営規模拡大となっておりますが、柑橘でもどんどん売れる時代でもありませんので。
4番の林田の案件は隣の田を譲受人がお持ちで、隣の田を取得されます。
5番の府中の案件は、譲受人の近所で耕作放棄状態になっているところを引き受けるということです。

三木委員 耕作放棄地とのことですが、農地性はあるのですか。

事務局長 あります。

三木委員 今は農地性がなくても、営農計画書をつけてこういう風にやりますとわかれば、木が生えていてもいいのではないのでしょうか。

会長職務代理 他にありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」5件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。
続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。
なお、第2号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、13番 宮本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

宮本委員 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。
1番、・・・、面積730㎡。【議案読み上げ】
坂出市立白峰中学校から南西へ約300mに位置します。
無断転用の有無 有
転用目的 農家住宅の宅地拡張
申請理由 申請者は、昭和52年に当申請地に住宅を増築、平成13年に納屋建築し現在に至りました。今回、その無断転用の解消をするものです。
農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。
その他 無断転用による始末書の提出があります。
以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。
ただいま宮本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長 第2号議案「農地法第4条許可申請」については、さきほどの宮本委員さんのご説明どおりです。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。
続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 108 m²。【議案読み上げ】

県道高松王越坂出線の乃生塩田跡地への入り口となる交差点より北西に約450mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由 自宅までの進入路が農道で狭く自動車が入れないため、自宅から約60m離れている譲渡人の土地を駐車場として使用しており、その無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積 671 m²。【議案読み上げ】

県道高松王越坂出線の乃生塩田跡地への入り口となる交差点より北西に約400mに位置。3号議案1番の申請地に隣接している。

無断転用の有無 あり

転用目的 資材置場 用地

申請理由 借り人は各種機械の製作、加工修理を営んでいる。その工場敷地だけでは手狭であったため、隣接地である申請地を貸借して資材置場として利用しており、その無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

3番、・・・、面積 882 m²。【議案読み上げ】

坂出市立南部保育所から東へ約350mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでいる。福江町付近での住宅需要があるため、本申請の3区画を販売できると考えたため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種低層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 31 m²。【議案読み上げ】

八坂神社から南西へ約 200mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人は、昭和 50 年に自宅の敷地を造成する際に本申請地も含めて造成し自宅の敷地として使用していた。その無断転用の解消のため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

5番、・・・、面積 110 m²。【議案読み上げ】

八坂神社から南西へ約 200mに位置。3号議案4番の申請地に隣接している。

無断転用の有無 あり

転用目的 進入路

申請理由 申請地は、昭和 47 年に進入路用地として貸し人の祖父が造成しており、その進入路に接続するように住宅が建っている。本申請は、その周辺に土地を所有している方が申請地を使用しており、その無断転用の解消のため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」5 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」5 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」8 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」8 件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が 4 件、更新が 1 件、再設定が 3 件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が 0 件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 8 件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第

3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」8件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」8件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の追加議案が1件出ております。

第8号議案 新農業委員の選任について を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

7月20日の改選に向けて、先月の定例会で「坂出市農業委員候補者評価委員会」選定を経た農業委員と推進委員の候補者が決定したことの報告をしたところですが、この度農業委員候補者の辞退の申し出が1名出ましたので報告いたします。

変更後の候補者の名簿を追加議案の1ページに記載しております。

募集期間も終わっておりますので、この17名で市議会の同意を得て、7月の改選を進めます。1名欠員となりますので、改めて1名のみ追加募集をする形になります。

追加議案の2ページをお開きください。農業委員の要件として、④中立委員の任命とあります。今回辞退された候補者の方に中立委員という立場でなっただく予定でしたが、辞退されました。中立委員がいけないのでは、農業委員会の構成要件を満たせないということは、7月20日の選任ができない状態になります。5ページをお開きください。利害関係を有しない者 中立委員の要件が掲載されています。17名の中で三木委員さんが行政書士、土地家屋調査士をされていますので、三木さんに中立委員をお願いしたいと思っております。

追加の募集につきましては、準備でき次第お知らせします。

会長職務代理

事務局の説明がございましたが、第8号議案、「新農業委員の選任」について何かご意見・ご質問はありませんか。

三木委員

農業従事していない人が中立委員ですよ。私は農業経営者ではなく、父が経営者なので手伝いはしていますが、父は高齢のためいつ後継者となって農業に従事することになるかもわかりません。任期中になった場合はどうなるのですか。

事務局長

7月20日時点での要件です。任期途中で該当しなくなったとしてもいいのです。

三木委員

そうであれば、緊急事態なので、中立委員をお受けします。

会長職務代理

他にありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「新農業委員の選任」については農業委員会として承認することとし、改選に向けた諸手続きを進めて行くことといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第1号 合意解約についてご説明いたします。

1番、・・・、面積1003㎡。【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 賃借権の解消

以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件について、なにかご質問はありませんか。

各委員 (委員による確認)
【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)
※7月定例会、初総会、業務説明会について
※全国農業新聞の継続購読について

会長職務代理 それでは、これをもちまして6月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時45分終了

令和2年6月19日